

健保ニュース 第185号

日本電子健康保険組合

ホームページアドレス <http://www.jeol-kenpo.com/>



秋川溪谷

就任のご挨拶

理事長 関 敦司

このたび、日本電子健康保険組合理事会にて理事長選挙が行われ、沢田前理事長の後任として新しく理事長に就任いたしました。組合員の皆様に新任のご挨拶を申し上げます。

当組合は昭和41年に創立され、今年で50周年という節目の年を迎えます。これもひとえに事業主および被保険者の皆様のご理解ご協力と、これまで組合運営に携わってこられた先輩諸氏の皆様のご尽力のたまものであり心より感謝を申し上げます次第です。

さて健保組合の運営でございますが、赤字決算が続き、保険料率を上げざるを得ないような一時期の危機を脱し、昨年度別途積立金の一部取り崩しはあるものの財政面では安定的に推移しています。ただ、少子高齢化や医療の高度化等により、医療費の伸びは顕著です。また高齢者医療への拠出金負担によって健保組合の財政は非常に不安定であり、今後さらなる負担増も覚悟しておかなければなりません。

健保組合としても、医療機関にかかった時の医療費を少しでも効率化していく取り組みも必要ですし、疾病予防、重症化予防などの保健事業の推進等にも力を入れていかなければなりません。健保組合全議員、職員とともに諸事業の推進に一生懸命取り組んでまいりますので、これまで同様の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。

常務理事 末岡 弘

関前常務理事の理事長就任に伴う後任として常務理事を拝命致しました。事務長との兼務となります。

組合の財政は納付金や高騰する医療費により、不安定な状況が続いています。当組合では被保険者のみなさんの協力により、比較的安定はしていると判断しておりますが、今後はどうなるかはわかりません。

そのような状況下でも、お預かりした保険料収入は、最大の効果を発揮する使い方をすることが、組合の使命と認識しています。そのためには労力を惜しまず、できるところから実施していきたいと思っています。これまで以上のご協力を賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。

平成28年度 事業計画・予算

27年度見通しは5年ぶりの赤字決算の予測

28年度は納付金減額となり、黒字予算

去る2月16日に開催した第124回組合会にて、平成28年度事業計画及び収入支出予算を決定しました。

平成27年度決算予測は、一般勘定は5年ぶりに赤字、介護勘定は黒字となる見通しです。

予算では、一般勘定の経常収支は黒字の見込です。国に支払う納付金が27年度と比較して減少する見込です。これは、27年度に大幅に増加したことによる反動が大きいからです。計上支出金額は平成27年度予算と比較し221,906千円減額しています。このところ納付金の増減が著しく、今後の動向の注意が必要です。

一方、平成28年度の介護勘定は均衡傾向で、黒字予算となっております。

1. 平成27年度決算予測

納付金増額の影響で、収支は赤字の予測です。積立金の一部の取崩しを実施して不足分を補填します。

2. 高齢者医療制度の影響

全国の健保組合の財政を圧迫している納付金は、当組合の財政運営に大きく影響しています。

平成27年度予算の納付金見込総額は563,020千円となりました。平成27年度予算から331,179千円減額しています。

納付金は年ごとに乱高下します。今後も注意が必要です。

3. 平成28年度予算編成状況

平成28年度は、増額傾向にある保険給付費の今後の動向を注視しながら、適正な運営を実施します。

近年医療費の不正請求が大きな社会問題になっています。当組合では不正請求のチェックを図る観点から、診療報酬の内容チェック及び柔道整復師による申請の照会を実施する準備を進めています。その費用は事務費で予算計上しています。

4. 保健事業

これまでの事業の充実を図るとともに、より効果的な事業の推進を図ります。

5. 介護保険(介護勘定)について

平成27年度は介護保険料収入等見込の153,438千円に対し、納付金が137,831千円となり、残金が発生する見込みです。

平成28年度 収入支出予算概要表

[一般勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
健康保険料収入	1,712,447
保険料	1,712,005
国庫負担金収入	442
*調整保険料収入	26,382
繰入金	2,000
退職積立金繰入	2,000
*別途積立金繰入	0
国庫補助金収入	771
特定健診指導助成金	766
*その他助成金	5
*財政調整事業交付金	8,157
雑収入	4,795
利子収入	198
施設利用料	3,190
*補助金等追加収入	
その他	1,407
収入合計	1,754,552
経常収入 (*を除く)	1,720,008



支出の部

科 目	予算額 (千円)
事務所費	50,585
組合会費	432
保険給付費	909,365
法定給付費	885,447
付加給付費	23,918
納付金	563,020
前期高齢者納付金	144,000
後期高齢者支援金	387,000
退職者給付拠出金	32,000
病床転換支援金	10
老人保健拠出金	10
保健事業費	127,683
還付金	102
保険料還付金	100
*調整保険料還付金	2
*営繕費	1,200
*財政調整事業拠出金	26,382
連合会費	962
積立金	1,100
雑支出	1,171
*補助金等返還金支出	771
その他	400
*予備費	72,550
支出合計	1,754,552
経常支出 (*を除く)	1,653,647
経常収支差	66,361

[介護勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	160,357
繰越金	1,000
繰入金	0
雑収入	2
収入合計	161,359

支出の部

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	158,606
介護保険料還付金	500
積立金	2,253
支出合計	161,359

[事務局だよ]

柔道整復師（整骨院・接骨院）の受診照会にご協力ください

当組合では、皆さまに納めていただいた大切な保険料を有効に使うため、請求された医療費の点検審査を行ってまいりました。

とくに整骨院や接骨院での治療（施術）は、不正請求が社会問題となっています。また、整骨院や接骨院では、健康保険が使えるのは、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。このため、柔道整復師の施術料点検を、外部の専門業者と提携し強化することとしました。

委託業者：株式会社 大正オーディット

*株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

施術内容照会により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、療養費支給申請書の内容審査に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約書を締結しております。他組合との提携実績も豊富です。

上記業者からみなさんへ書面や電話で、柔道整復師の施術内容などについて照会、確認等させていただく場合があります。照会があった場合は、速やかにご協力賜りますようお願いいたします。

なお、この照会によってみなさんに施術料等の請求をすることは一切ありません。

請求処理の関係で、照会の時期は、施術から2～3ヵ月後となります。

柔整関係の請求書には、よく誤りのあるケースが見られます。整骨院や接骨院にかかったときは、負傷した部位、施術の内容、施術の年月日などを詳細にメモしておきましょう。また領収書も必ず保管しておいてください。

山中湖保養所の利用方法が変わります

日頃から皆様にご愛顧いただいている山中湖保養所の利用方法が下記のように変わります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

①宿泊可能日が、基本的に金・土・日の3日間になります。

祝日と祝日の前日・GW・7月海の日から8月は、お休みはありません。

②冬の休館期間が、12月1日から3月31日までになります。

③友人等のご利用は、本人か家族の同伴が必要になります。

④テニスコートは、2面から1面になります。

標準報酬月額等級が変更となります

平成28年4月から健康保険の標準報酬月額と累計標準賞与額の上限が変更になります。

現在の最高等級の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。

改正前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

改正後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

また、年度の累計標準賞与額の上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられます。

傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更となります。

平成 28 年 4 月から傷病手当金及び出産手当金の計算の基礎となる標準報酬月額 of 計算式が変更になります。これまでは、休んだ日の標準報酬月額を基に算出していましたが、4 月からは支給開始以前の 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額となります。

傷病手当金付加金や延長傷病手当金付加金の計算の基となる標準報酬月額も同様の方法となります。

健康保険への手続きはお済みですか？

4 月は異動シーズンです。ご家族(被扶養者等)が就職した場合、または、パートやアルバイトでも月額 108,333 円以上(60 歳以上は月額 150,000 円)の収入が見込まれる場合には、勤め先の健康保険の有無に関わらず、減少手続きが必要になります。

また、現在被扶養者の方も、別居になった、仕送りが減ったなど状況が変わった場合には、必ず健保組合にご連絡ください。被扶養者に該当しない人をそのまま加入させておくと、健保組合が国へ支払う納付金が不当に増額し、その結果、みなさんの保険料負担が重くなることに繋がってしまいます。

被扶養者の減少手続きを忘れたまま受けた医療費等の健保組合負担分は、返却していただくことになります。

減少の手続きは被扶養者異動届と一緒に就職した方の健康保険証を添えて、会社の担当部署に提出してください。なお、被扶養者異動届の用紙は健保組合ホームページ (<http://www.jeol-kenpo.com/>) からダウンロードできます。

公告第 3 1 7 号 任意継続被保険者の標準報酬月額上限

健康保険法第 47 条 2 項の規定に基づき、平成 2 8 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額上限は、470,000 円になります。前年度と同金額です。

公告第 3 1 9 号 選定議員の交代について

退任議員	沢田 吉博	小林 雅幸	平成 28 年 3 月 31 日付
新任議員	唐沢 裕之	末岡 弘	平成 28 年 4 月 1 日付

公告第 3 2 1 号 理事・理事長の就任について

理事長	関 敦司	
常務理事	末岡 弘	平成 28 年 4 月 4 日付

組合の現勢(平成 2 8 年 3 月末現在)

一般保険		介護保険	
被保険者数	3,008 名	該当被保険者数	1,700 名
男子	2,520 名	男子	1,437 名
女子	488 名	女子	263 名
被扶養者数		該当被扶養者数	
男子	1,087 名	男子	2 名
女子	2,168 名	女子	774 名

編集後記

日本電子健康保険組合も設立 50 年となります。

5 年前はどんなだったろうかと思い、45 周年のことが書かれている健保ニュースを引っ張り出しました。5 年前は法定準備金の取崩しを 2 年連続で実施した年で、組合財政にとって非常に厳しい時期でした。あの時期と比べれば、現在は均衡しています。でも不安定さはますます増していて、年度毎の収支変動はあの時以上だとも感じます。変化に耐えられる堅牢さと、変化に対応する柔軟性が求められます。

平成 28 年 4 月 28 日発行

日本電子健康保険組合

〒196-8558 東京都昭島市武蔵野三丁目 1 番 2 号

編集・発行責任者／末岡 弘